

令和7年9月3日

保護者様

多摩市立諏訪小学校  
校長 齋藤 幸之介

特別警報や暴風・暴風雪警報の発表に伴う臨時休業、登校時刻の変更等、  
安全指導の対応について

重用の候、益々御健勝のことと存じます。

平素より本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、過日多摩市教育委員会より、特別警報や暴風・暴風雪警報の発表に伴う臨時休業、登校時刻の変更等、安全指導の対応についての指針が発出されました。

今後発生し得る自然災害に備えての対応を下記に従って行いますので、御理解を賜りたく存じます。

記

1 臨時休業・登校に関わること

(1) 午前6時現在で、気象庁から「多摩市」地域に警戒レベル4相当の特別警報（大雨・暴風・大雪・暴風雪等、現象を問わない）以上又は警戒レベル3相当暴風警報・暴風雪警報が市内全域に発表されている場合は、市内全小・中学校を臨時休業とする。

(2) 午前6時現在で、学区の地域に「高齢者等避難」、「避難指示」（以下、避難情報という。）が発令されている場合は、当該校は臨時休業とする。

(3) 各公共交通機関から計画運休が発表され教職員の通勤に影響が生じる場合、また、特別警報又は暴風警報・暴風雪警報の発表、あるいは避難情報の発令はないが、台風や降雪等の予報に鑑み、登校に支障が生じる可能性が高い場合は、児童・生徒の登校時刻の変更等、必要な対応をとる。対応については、多摩市教育委員会から各学校に連絡する。

(4) 上記(1)、(2)及び(3)に該当しない場合は、児童・生徒は通常どおり登校する。

なお、午前6時を過ぎてから登校時刻までの間に、特別警報又は暴風警報・暴風雪警報の発表、あるいは避難情報が発令された場合も速やかに臨時休業とする。その際、既に児童・生徒が登校している場合は、特別警報等が解除されるまで学校に留め置き、保護者の引き取りにより下校する。

また、天候状況を踏まえ、保護者の判断により児童・生徒が登校を見合せた場合は、欠席とはしないこととする。

2 下校に関わること

(1) 台風の予想進路が関東地方を直撃し、下校時刻に被害が大きいと予想される場合は、家庭の状況等を十分考慮した上で、授業を午前中のみに短縮し、給食をとらせ、保護者による引き取り又は集団下校等の措置をとる。

(2) 児童・生徒が学校にいるときに特別警報又は暴風警報・暴風雪警報の発表、あるいは避難情報が発令され、下校時刻過ぎまで影響がある場合は、安全確保のために児童・生徒を学校に留め置く。警報等が解除されたのち、下校の際には、通学路等の安全を確認した上で、発達段階に応じて状況の説明を十分に行い、保護者による引き取り又は集団下校等の措置をとる。

### 3 対応の決定について

- (1) 台風等による臨時休業、登校時刻又は下校時刻の変更等の対応をとる可能性が高い場合は、前日（土・日・祝日を挟む場合は、その前日）の正午頃までに、多摩市教育委員会から各学校に本指針に基づく今後の対応について連絡する。
- (2) 学校は各家庭への文書の配布、学校メール及び学校ホームページにより、保護者に翌日の対応について周知及び注意喚起をする。また、天候等の状況により急遽の変更があり得ることを児童・生徒及び家庭へ伝えるとともに、学校が行う情報伝達の手段（学校メールによる配信、学校ホームページへの掲載等）を明確に示す。
- (3) 学校は、事前に保護者に周知した内容から対応に変更がない場合は、その後の連絡は行わない。  
(例：午前6時現在の暴風警報の発表により臨時休業となった場合、学校は改めて学校メール等で家庭への連絡を行わない。)
- (4) 多摩市教育委員会は、市のホームページにて、台風等による学校の対応を周知する。

### 4 給食の対応について

台風等で臨時休業となった場合は、給食は停止される。令和7年度については、児童生徒の給食費は、無償化に伴い、徴収はない。  
なお、教職員の給食費の取扱いは、減額対象とならない。

### 5 学童クラブの対応について

- (1) 特別警報が発表された場合は、休所となる。
- (2) 特別警報が発表されておらず、警報の発表等により、学校が臨時休業となった場合は、児童の安全を考慮して、保護者に自宅待機をお願いする。  
なお、自宅待機が困難な場合は学童クラブで受け入れをするが、保護者から事前の連絡を必要とする。
- (3) 授業が午前中で終了となった場合は、学童クラブでの受け入れは可能である。

### 6 児童・生徒への指導について

#### (1) 登下校時等の安全確保について

通学路の電柱の電線が切れたり、強い風のために看板などが落下したりする危険もあることについて注意喚起をする。また、登下校時に通学路に異常があった場合には、必ず学校へ連絡するよう指導する。

さらに、雨風が強い場合は、歩行に際し細心の注意を払うとともに、走行中の自動車の視界も不良になることから、交通事故の危険も大きくなることについて指導をする。

#### (2) 河川の増水や倒木等への注意喚起について

今後、風雨が激しくなることが予想される場合は、河川や用水路、倒木の恐れのある場所等には、決して近付かないなど、地域に実態に即した安全面への指導をする。